

相談室 Q & A

労災・通災関係



自転車通勤中の熱中症は通勤災害となり、 会社は安全配慮義務違反を問われるか

先日、自転車通勤により会社に向かっていった社員が、途中で熱中症を発症して動けなくなり救急搬送されました。当日は朝から30度近い気温となっていたことや、当該社員の通勤時間が片道で約50分と長いことなどが要因になったものと思われます。幸いにも大事には至りませんでしたが、こうしたケースでも通勤災害に当たるのでしょうか。また、会社は安全配慮義務違反を問われるのでしょうか。

(埼玉県 K社)



通勤災害に該当する可能性が高い。通勤中に生じた疾病は、当然に安全配慮義務違反を問われるものではないが、通勤方法等まで含めて指揮管理していた場合には、安全配慮義務違反を問われる可能性もあり、通勤中も含めて熱中症対策を行っておくことが望ましい

回答者 家永 勲 いえなが いさお 弁護士(弁護士法人ALG & Associates 執行役員)

1. 通勤災害について

労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）7条1項3号は、通勤による負傷、疾病、障害または死亡を通勤災害と定義し、労災保険による補償の対象としています。

ここでいう「疾病」については、「通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病」と定義され、通勤と疾病の間に因果関係が必要とされています（労災保険法施行規則18条の4）。

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則において、熱中症を生ずるおそれのある作業に従事する場合には、報告体制の整備、実施手順の作成と関係者への周知が義務づけられました（同規則612条の2）。この改正自体において、通勤中に対する熱中症予防は、同規則で規制対象とはしていませんが、熱中症が業務中の高温な環境に起因し得ることを前提とした改正であり、通勤中の高温の環境に起因して熱中症となることも否定でき

ないと考えられます。

2. 通勤災害の認定要件

労災保険法の定義を整理すると、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復について、合理的な経路及び方法により行うこと」が通勤であり、通勤の途上において発生した災害が通勤災害とされています。ただし、例外として、「移動の経路を逸脱」したときや、「移動を中断した場合」の逸脱または中断の間などは、通勤には該当しないとされています。

通勤災害の該当性については、労働者による過失の要素（故意または重大な過失により疾病を生じさせたときは保険給付対象外となる〔労災保険法12条の2の2〕）や、使用者の過失等の要素は考慮事由とされておらず、合理的な経路および方法による通勤であれば、通勤災害として認定されることになります。

例えば、自転車通勤について、会社が認める通

勤方法であった場合には、合理的な方法による通勤に該当することになります。残る問題は、合理的な経路であったか（逸脱や中断がなかったか）ということになるでしょう。

3.安全配慮義務違反について

使用者は、労働者の生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする義務があり（労働契約法5条）、「安全配慮義務」と呼ばれます。

[1]安全配慮義務と通勤の関係

通勤は、労務提供の準備行為として、業務に必然的に伴うものであり、業務と密接な関連性があるとされているものの、事業主の指揮命令が及んでいるものではなく、労働時間にも該当しないと考えられています。そのため、労災保険法が定める業務災害との関係でも、通勤中については原則として業務起因性が認められず、業務外の災害となり補償対象外になってしまうため、通勤災害として特別の規定を設けることで、通勤中の負傷、疾病等を補償の対象に拡張しています。

使用者による安全配慮義務は、労働契約に基づく義務である以上、原則として労働者が使用者の指揮命令下にあるときに果たすことが求められる義務と考えられ、労働者の私生活などに及ぶものではなく、指揮命令下でない通勤時間中についてまで、安全配慮義務による保護が当然に及ぶとは考えられません。

[2]安全配慮義務を肯定した裁判例

他方で、通勤方法などに関する安全配慮義務を肯定している裁判例も存在しています。過重労働による体調不良に起因して退勤中に交通事故が生じた事案において、使用者の安全配慮義務を肯定する見解が示されています（グリーンディスプレイ[和解勧告]事件 横浜地裁川崎支部 平30. 2. 8

決定）。

当該事案においては、深夜に及ぶ過重労働などが継続し、深夜に帰宅するためには原付バイクでの帰宅を余儀なくされる労働者について、使用者が通勤方法として原付バイクを指定していたことも考慮して、「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務やそのための通勤の方法等の業務内容及び態様を定めてこれを指揮監督するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積したり、極度の睡眠不足に陥るなどして、労働者の心身の健康を損ない、あるいは労働者の生命・身体を害する事故が生じることのないよう注意する義務（安全配慮義務）を負うものと解するのが相当である」（下線は筆者によるもの）として、通勤の方法も含めて指揮管理の対象となり得ること、指揮管理の対象としたときには安全配慮義務の対象になることが示されています。

また、過重労働などによって健康管理上の具体的なリスクが認識できているときには、当該リスクを除去する観点から通勤の方法まで含めて指揮管理することが求められる可能性があるとも考えられます。

4.通勤中の熱中症と安全配慮義務

あらためて通勤中の熱中症について安全配慮義務の観点から検討すると、長時間の通勤であることからすれば、猛暑日が連日続いていた、あるいは本人から体調不良の申告があったなど、熱中症が生じるおそれについて使用者が具体的に認識できていた場合には、安全配慮義務に基づく責任が生じる可能性を否定し切れません。改正された労働安全衛生規則が熱中症を生ずるおそれのある作業に該当するときに求めているような報告体制の整備および関係者への周知等について、労働時間中に限らず、通勤中也含めて充実させておくことは、万が一の際に責任を否定または軽減する観点からも有用と考えられます。